

# 那覇広域都市計画公園の 都市計画変更（案）の概要説明

案件：那覇広域都市計画公園の変更  
（5・5・那5号 首里城公園）

# 首里城公園の変更（案）について

## 1. 都市計画の概要

- 2. 首里城公園の変更の位置、検討経緯
- 3. 中城御殿跡の整備概要
- 4. 都市計画の経緯と変更内容（案）
- 5. 都市計画変更に向けた手続き

# 1-1 沖縄県の都市計画区域

## 都市計画区域（都市計画法第5条）

- 健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する区域のことで、都市計画法により定められます。
- 都市計画区域内では、都市計画法に基づく土地利用や道路などの施設に関する様々な都市計画が策定されます。

### ● 那覇広域都市計画区域（11市町村）

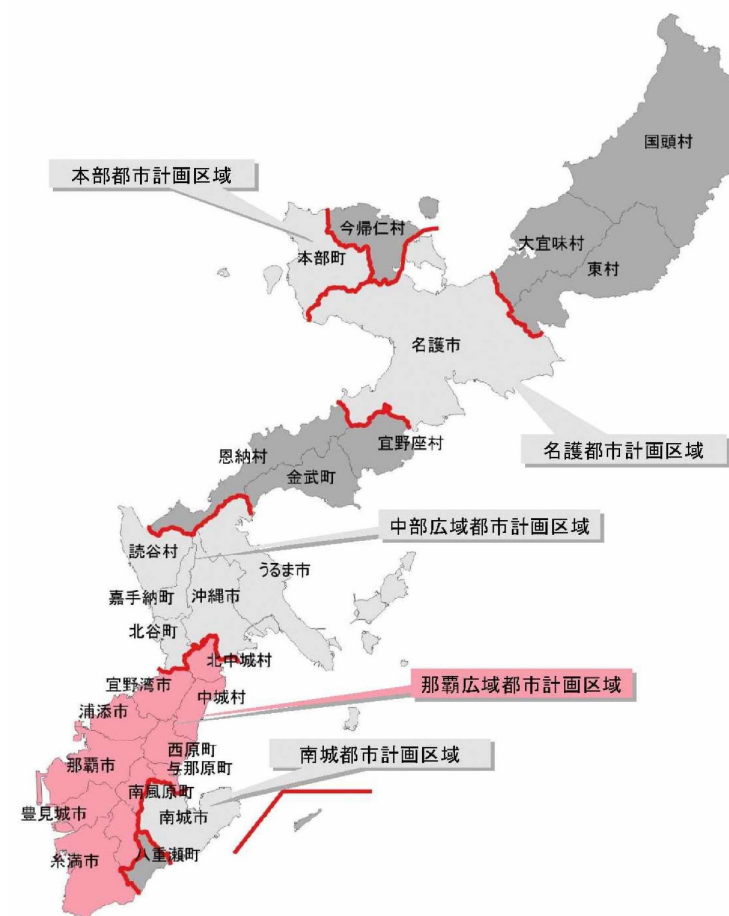
那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町の全域、八重瀬町（具志頭地域を除く）

### ● 中部広域都市計画区域（5市町村）

沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村

### ● 他5つの都市計画区域

南城都市計画区域、名護都市計画区域、本部都市計画区域、宮古都市計画区域、石垣都市計画区域



## 1-2 都市計画決定について

### ①都市計画決定とは

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備などに関する計画のことです。
- 計画を定めるときは、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

### ②都市計画法に基づく手続き

- 都市計画を定めようとするときは、住民の意見を反映するために公聴会や説明会を開催し、さらに案は縦覧され、その間に住民や利害関係人は意見書を提出することができるという手続きがとられています。

## 1-3 都市計画施設の概要

都市において、道路、公園、下水道などの公共施設は、私たちが安全で快適かつ機能的な日常生活や産業活動を行う上で必要不可欠な公共施設です。

都市計画では、このうち必要なものを都市計画に定めます。

### 交通施設

- ・ 道路
- ・ 都市高速鉄道
- ・ 駐車場など

今回  
対象

### 公共空地

- ・ **公園**
- ・ 緑地
- ・ 広場など

### 供給処理施設

- ・ 下水道
- ・ 汚物処理場など

### その他の施設

- ・ 水路
- ・ 市場、火葬場など

# 首里城公園の変更（案）について

1. 都市計画の概要

2. 首里城公園の変更の位置、検討経緯

3. 中城御殿跡の整備概要

4. 都市計画の経緯と変更内容（案）

5. 都市計画変更に向けた手続き

## 2-1 計画位置（総括図）

